逗子市公共下水道管路施設特別重点調査業務委託 (管路施設修繕·改築計画策定業務)

一般仕様書・特記仕様書

逗子市公共下水道管路特別重点調査業務委託

一般仕様書

第1章総則

1.1 業務の目的

本委託業務(以下,「業務」という。)は、本市が令和7年3月18日付けで国土交通省より下水道管路の全国特別重点調査の要請を受け、下水道管路の点検調査を実施するものであり、業務の実施においては、「埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没を踏まえた下水道管路の全国特別重点調査の実施について(提言)」に基づくほか、全国特別重点調査用に作成された調査方法並びに判定基準により下水道管内等の点検・調査・診断を行うものである。

1.2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様 書に定める仕様に従い施行しなければならない。

1.3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者 の負担とする。

1.4 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1.5 中立性の保持

受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1.6 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

1.7 公益確保の義務

受注者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無いように努めなければならない。

1.8 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了に当って、発注者の契約約款に定めるものの外、下記の書類を 提出しなければならない。

- (イ)着手届 (ロ)工程表 (ハ)管理技術者届 (ニ)職務分担表
- (ホ) 完了届 (ヘ) 納品書 (ト) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、そのつど承認を受けるものとする。

- 1.9 管理技術者及び技術者及び受注実績
- (1) 受注者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術 を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門(上下水道-下水道)または上下水道部門(下水道))、 かつ下水道管路管理総合技士を有するものとし、業務の全般にわたり技術的管理を行わなければ ならない。
- (3) 担当技術者は、技術士(総合技術監理部門(上下水道-下水道)または上下水道部門(下水道))、 かつ下水道管路管理主任技士を有するものとする。
- (4)受注者は、神奈川県内の地方公共団体において、下水道管路施設ストックマネジメント基本計画業務及び下水道管路施設修繕・改築計画業務の履行実績を有していなければならない。
- (5) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。
- (6) 受注者は、公共インフラマネジメントに適用する ISO55001 (下水道事業におけるコンサルテ

ィング業務)の認証を取得している者とする。

1.10 工程管理

受注者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

- 1.11 成果品の審査及び納品
 - (1) 受注者は、成果品完成後に発注者の審査を受けなければならない。
 - (2) 成果品の審査において、訂正を指示された箇所は、ただちに訂正しなければならない。
 - (3)業務の審査に合格後、成果品一式を納品し、検査員の検査をもって業務の完了とする。
 - (4)業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。
- 1.12 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれ にあたり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.13 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1 14 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について, 疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については, 協議の上, これを定める。

第2章 設計一般

- 2.1 打合せ
 - (1) 業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
 - (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。
- 2.2 設計基準等

設計に当っては、発注者の指定する図書及び本仕様書第6章参考図書に基づき、設計を行う上でその基準となる事項について発注者と協議の上、定めるものとする。

2.3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、 発注者との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。

2.4 設計の資料

設計の計算根拠、資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

2.5 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、下水道台帳、道路台帳、 TVカメラ調査書又は目視調査(潜行目視調査・マンホール目視調査)報告書及び調書等の資料 を所定の手続によって貸与する。

2.6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。

第3章 修繕·改築計画(管路施設)

3.1 施設情報の収集・整理

管路施設の修繕・改築計画の検討に必要な施設情報の収集・整理,現地確認等を行う。収集すべき資料は次のとおりとする。

- (1) 施設情報収集·整理
 - (イ) 上位計画に関する情報の収集・整理

- ① 下水道計画(全体計画,事業計画)
- ② 災害対策計画(地震·津波対策計画,浸水対策計画)
- ③ 点検·調査計画等
- (ロ) 点検・調査に関する情報の収集・整理
 - ① 点検·調査結果
 - ② 維持管理履歴(修繕・事故・故障記録, 診断記録, 清掃記録)等
- (ハ) 諸元に関する情報の収集・整理
 - ① 設置年度及び経過年数
 - ② 材質,形状寸法(管径),能力,延長,土被り
 - ③ 緊急度, 健全度等
 - ④ 運転及び水質記録等
- (2) 施設情報の電子データ化

収集した施設情報を一元的に管理し、効率的に活用できるように電子データ化する。

(3) 現地踏査

既存の施設情報収集で得られた情報に基づき、特に地域特性、土地利用等の現地の状況確認 が必要な箇所を対象として現地踏査により確認を行う。

3.2 点検・調査の実施

別紙に記載の「下水道管路施設調査を準仕様書」に基づき、点検・調査を実施する。

点検・調査情報を蓄積し、定期的見直しによる精度向上に活用する。

3.3 修繕・改築計画の策定

点検・調査結果に基づき施設の劣化状況を把握し、改築の優先順位を設定する。

(1)診断

診断は、管路施設の異常の程度を評価し、対策の要否及び緊急度を明らかにするもので、潜行 目視調査等の結果から、以下の手順で実施する。

なお、全国特別重点調査による評価・判定基準を基に緊急度・健全度判定を行う。

(イ) 異常の程度の評価

異常の程度の評価基準に基づき、異常の程度を評価する。

(ロ) 緊急度・健全度の判定

異常の程度の評価結果を整理し、対策の緊急度・健全度の判定及び対策の要否(維持又は対策)の判定を行う。

(2)対策の必要性検討

診断により判定された健全度・緊急度と,長期的な改築事業のシナリオを踏まえ,対策の必要性を検討する。

3.4 報告書作成

報告書作成では、修繕・改築計画に係るとりまとめ及びその概要書を作成するものとし、施設情報収集整理の内容、修繕・改築計画の概要、その他必要資料等を集成するものとする。

第4章照 查

4.1 照査の目的

受注者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、 業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し、設計図書に誤りがないよ う努めなければならない。

4.2 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、技術士(総合技術監理部門(下水道),上下水道部門(下水道)),かつ下水道管路管理総合技士を有する照査技術者を配置しなければならない。

4.3 照查事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について、照査を実施しなければならない。

- (1) 情報収集の内容及び課題の把握・整理内容に関する照査
- (2) 検討の方法及びその内容に関する照査
- (3) 計画の妥当性(方針, 設定条件等)の照査
- (4) 上位計画, 地震対策計画, 浸水対策計画, 合流改善計画等との相互間における整合性に関する照査

第5章 提出図書

5.1 提出図書

(1)提出すべき成果品とその部数は次のとおりとする。なお、製本はすべて白焼とする。

図書名

形状寸法・提出部数

(イ)報告書

A 4 · 3 部

(ロ) 修繕・改築計画図

原図一式・白焼き3部

(ハ) 打合せ議事録

A4·3部

(二) その他参考資料

原稿 一式

(ホ) 上記図書の電子成果品

CD-R 又は DVD-R 一式

- (2) 成果品の作成にあたっては、その編集方法についてあらかじめ 発注者と協議する。
- (3) 製本はすべて表紙、背表紙ともタイトルをつけ、直接印刷したものとする。

第6章 参考図書

6.1 参考図書

業務は、下記に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 逗子市の下水道標準構造図
- (2) 逗子市の下水道維持管理指針
- (3) 逗子市の下水道改築マニュアル
- (4) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン (国土交通省)
- (5) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (6) 下水道施設計画設計指針と解説(日本下水道協会)
- (7) 下水道維持管理指針(日本下水道協会)
- (8) 下水道施設改築・修繕マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (9) 下水道施設維持管理積算要領-管路施設編-(日本下水道協会)
- (10) 下水道施設の耐震対策指針と解説(日本下水道協会)
- (11) 合流式下水道越流水対策と暫定指針(日本下水道協会)
- (12) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン(案) (日本下水道協会)
- (13) 下水管きょ改築等の工法選定手引き (案) (日本下水道協会)
- (14) 下水道管路施設腐食対策の手引き (案) (日本下水道協会)
- (15) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (16) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル (案) (日本下水道協会)
- (17) 下水道管路改築・修繕事業技術資料~調査から施工管理まで~(日本下水道新技術機構)
- (18) 管きょ更生工法の品質管理技術資料(日本下水道新技術機構)
- (19) 管きょ更生工法 (二層構造管) 技術資料 (日本下水道新技術機構)
- (20) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル

(日本下水道新技術機構)

(21) 下水道管路施設維持管理マニュアル (日本下水道管路管理業協会)

- (22) 下水道管路施設維持管理積算資料 (日本下水道管路管理業協会)
- (23) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (24) 管きょの修繕に関する手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (25) 取付け管の更生工法による設計の手引き (案) (日本下水道管路管理業協会)
- (26) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル

(下水道事業支援センター)

- (27) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル(案)(管路診断コンサルタント協会)
- (28) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携

(管路診断コンサルタント協会編集(経済調査会))

逗子市公共下水道管路特別重点調査業務委託

特記仕様書

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「逗子市公共下水道管路特別重点調査業務委託一般仕様書」(以下、「一般仕様書」 という。)の第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項 は、前記一般仕様書による。

2. 業務の対象

- (1) 委託業務名 逗子市公共下水道管路特別重点調査業務委託
- (2)委託箇所 逗子市内
- (3)委託対象施設

修繕・改築計画

管路施設	対象の有無等			
延長	約 0.547 km			
マンホール	有無			
マンホールふた	有無無			
取 付 管	有無無			
ます	有無無			

(4) 設計条件項目

設計条件項目表(1)

作業項目		設計条件		
施設情報の収集・整理		施設情報収集・整理	有	無
		施設情報の電子データ化	有	無
		現地踏査	有	無
点検・調査の実施		管きょ	有	無
		マンホール	有	無
		マンホールふた	有	無
		取 付 管	有	無
		ます	有	無
ま 断 緊急		管きょ	有	無
	異常の程 度の評価	マンホール	有	無
		マンホールふた	有	無
		取 付 管	有	無
		ます	有	無
		管きょ	有	無
	緊急度•	マンホール	有	無
	健全度の	マンホールふた	有	無
	判定	取 付 管	有	無
		ます	有	無
対策の必要性検討	計		有	無

① 修繕・改築の優先順位の検討		有	無
② 対策範囲の検討		有	無
③ 長寿命化対策検討対象施設の選定		有	無
④ 改築方法の検討	改築方法の選定	有	無
(4) 改築方法の検討	ライフサイクルコスト改善額の算定	有	無
⑤ 実施時期の設定およ	事業量の算出と実施時期の設定	有	無
び概算費用の算出	計画期間内の概算費用の算出	有	無
⑥ 修繕・改築計画のとりまとめ		有	無
関係機関への説明資料作成		有	無
報告書作成		有	無
設計協議		中間打合せ 1回	
関係機関協議		必要に応じて	
	点検・調査データ	有紙デー	多) 無
貸与資料	管路施設データ	有細・デー	多) 無
	維持管理データ	有無・デー	タ) 無

[※]受注者は、①~⑥の対象作業について、調査・診断及び対策の必要性の検討結果により、実施していただく可能性があります。

3. その他の特記事項

(1) 本委託業務の成果品作成に基づく計画について会計検査院の会計実施検査が実施されるときは、必要な資料の提供、技術的な助言等を行わなければならない。

逗子市公共下水道管路施設特別重点調査業務委託 (管路施設調査工)

一般仕様書・特記仕様書

逗子市公共下水道管路特別重点調查業務委託

【管路施設調查工】

一般仕様書

第1章 総則

- 1. 適用範囲
- (1) 本仕様書は、発注者が管理する下水道管路施設の調査工に適用する。
- (2) 図面および特記仕様書に記載された事項は、 その仕様に従って施行する。
- (3) 本仕様書、特記仕様書および図面(以下、「設計図書」という。) に疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議により決定する。

2. 成果の所有等

調査に伴って得られた資料および成果は発注者の所有とする。また、調査の成果等は、発注者の承諾な しに公表しないこと。

3. 用語の定義

本仕様書において、次の各号の掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)指示とは、発注者の発議により、発注者が受注者に対し、発注者の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受注者の発議により、受注者が発注者に報告し、発注者が了解することをいう。
- (3) 協議とは、発注者と受注者が対等の立場で、合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、次に揚げる法律及びこれに関連する法令・条例・規則等、並びに発注者が他の企業等と締結している協定等を遵守しなければならない。
 - ①労働基準法(昭和22年法律第49号)及び同法関連法規
 - ②労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)及び同法関連法規
 - ③消防法(昭和23年法律第186号)及び同法関連法規
 - ④緊急失業対策法(昭和24年法律第89号)及び同法関連法規
 - ⑤建設業法(昭和24年法律第100号)及び同法関連法規
 - ⑥建築基準法(昭和25年法律第201号)及び同法関連法規
 - ⑦港湾法(昭和 25 年法律第 218 号)及び同法関連法規
 - ⑧毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)及び同法関連法規
 - ⑨道路法(昭和27年法律第180号)及び同法関連法規
 - ⑩下水道法(昭和33年法律第79号)及び同法関連法規
 - ⑪中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)及び同法関連法規
 - ⑫道路交通法(昭和35年法律第105号)及び同法関連法規
 - ③河川法(昭和39年法律第167号)及び同法関連法規
 - ⑭電気事業法(昭和39年法律第170号)及び同法関連法規
 - ⑤公害対策基本法(昭和42年法律第138号)及び同法関連法規
 - ⑯騒音規制法(昭和43年法律第98号)及び同法関連法規
 - ⑪廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)及び同法関連法規

- ⑱水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)及び同法関連法規
- ⑩酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)及び同法関連法規
- ⑩労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)及び同法関連法規
- ②振動規制法(昭和51年法律第64号)及び同法関連法規
- ②環境基本法(平成5年法律第91号)及び同法関連法規
- (2)使用人に対する、諸法令などの運用、適用は、受注者の負担と責任のもとで行うこと。なお、建設業退職金共済組合および建設労災補償共済制度に伴う運用については、受注者の責任において行うこと。
- (3) 適用を受ける諸法令は、改定等があった場合は最新のものを使用すること。

5. 提出書類

- (1) 受注者は、契約締結後、すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けたうえ、調査に着手すること。
 - ①工程表
 - ②職務分担表
 - ③緊急連絡届
 - ④調査計画書
 - ⑤酸素欠乏危険作業主任者届

(酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了証(第2種)の写しを添付のこと。)

- (2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じた時は、 ただちに変更届を提出すること。
- (3)受注者は、毎月末、出来高報告書及び清掃土砂発生量報告書により、調査・清掃作業の進捗状況を 発注者に報告すること。
- (4) 受注者は、調査・清掃が完了した時は、すみやかに次の書類を提出すること。
 - ①出来高調書
 - ②調査記録写真
 - ③完了図書一式
- (5) 前記各項のほか、発注者が提出するように指示した書類は、指定期日までに提出すること。

6. 官公署への手続き

受注者は、契約締結後、すみやかに関係官公署等に、調査に必要な道路使用、交通の制限等の届出、または許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

- (1)受注者は、契約締結後、すみやかに代理人、並びに調査の技術および経験を有する主任技術者を定めるとともに、現場に主任技術者を常駐させて、所定の業務に従事させること。
- (2) 管路施設内の調査を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を定め、現場に常駐させ、所定の業務に従事させること。
- (3)受注者は、善良な作業員を選定し、秩序正しい調査を行わせ、かつ、熟練を要する調査には、相当の経験を有する者を従事させること。
- (4) 受注者は、適正な作業の進捗を図るとともに、そのために十分な数の調査員を配置すること。

8. 下請負人の届出

- (1)受注者は、調査の一部を下請負させる場合で、発注者がその下請負人の届出の提出を求めた時は、 着手に先立ち、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について、書面にて届け出ること。調査・清掃期間中に、下請負人を変更する場合も同様である。
- (2) 調査の実施にあたって、著しく不適当であると認められる下請負人は、交代を命ずることがある。

この場合は、受注者は、ただちに必要な措置を講じること。

9. 地先住民等との協調

- (1) 受注者は、調査を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 受注者は、地先住民等からの要望、もしくは地先住民等と交渉があった時は、 遅滞なく発注者に 申し出て、その指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 受注者は、いかなる理由があっても、地先住民等からの報酬、または手数料等を受け取ってはならない。なお、下請負人および使用人等についても、十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行った時は、受注者がその責任を負うこと。

10. 身分証明書

- (1) 受注者は、現場で所定の業務を行う調査員について、発注者へ身分証明書交付願いを提出し、身分証明書を取得すること。
- (2) 身分証明書は、常に携帯していること。
- (3) 身分証明書は、他人に貸与してはならない。
- (4) 身分証明書を紛失等した場合は、 直ちに発注者へ届出ること。
- (5)業務委託完了後は、速やかに発注者へ返納すること。

11. 損害賠償および補償

- (1)受注者は、下水道施設等に損害を与えた時は、ただちに発注者に報告し、その指示を受けるとともに、すみやかに原状復旧すること。
- (2) 受注者は、調査・清掃にあたり、万一、注意義務を怠ったことにより、第三者に損害を与えた時はその復旧および賠償に全責任を負うこと。

12. 工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した工程表に従い、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の工程表と、実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 受注者は、毎月末、出来高報告書により、調査の進捗状況を発注者に報告すること。
- (4) 工程の都合上、祝日、休日等に調査を行う必要がある場合は、 あらかじめ、その作業内容、作業 時間等について、発注者の承諾を得ること。

13. 個人情報の取扱い

(1) 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(2) 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

(3) 利用及び提供の制限

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

(4) 複写等の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(5) 再委託の禁止

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。

(6) 事案発生時における報告

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、 速やかに発注者に報告し、適切な処置を講じなければならない。なお、発注者の指示があった場合は これに従うものとする。また、契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(7) 資料等の返却等

受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、 又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、 又は引き渡さなければならない。 ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、 当該指示に従うものとする。

(8) 管理の確認等

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注 者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査する ことができる。

(9) 従事者への周知

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

14. その他

- (1) 設計図書に特に明示してない事項であっても、調査の遂行上、 当然必要なものは、受注者の負担 において処理すること。
- (2) その他特に定めのない事項については、すみやかに発注者に報告し、指示を受けて処理すること。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1)受注者は、公衆公害、労働災害および物件損害等の未然防止に努め、労働安全衛生法、酸素欠乏症等防止規則、並びに建設工事公衆災害防止対策要綱等の関係法令の定めるところに従い、その防止に必要な措置を十分講ずること。
- (2)調査・清掃中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨、出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、調査・清掃計画書に明示し、受注者の責任において実施すること。
- (4) 安全管理については、以下の内容を踏まえること。

1) 現場特性の事前把握

調査・清掃の着手前には、 当該作業箇所に係る現場特性に関する資料や情報を収集・分析し、急激な増水による危険性等をあらかじめ十分に把握する。

2)調査の中止基準及び再開基準の設定

標準的な中止基準を踏まえ、現場特性に応じた中止基準を設定する。調査の開始後は、中止基準を補完する情報も活用し、的確な中止基準を設定する。また、調査等を再開する際の基準も設定する。

3) 迅速に退避するための対応

調査に着手する前には、作業員が安全かつ迅速に退避できるよう、あらかじめ退避時の対応方策について、退避手順、安全器具の設置、情報収集と伝達方法、資器材の取扱い、日々の安全管理の徹底

等の内容を定めておく。

4) その他

各項目の詳細事項の作成に当っては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き (案)」を参考にすること。

2. 安全教育

- (1)受注者は、調査に従事する者に対して、定期的に当該作業に関する安全教育を行い、調査員の安全意識の向上を図ること。
- (2) 受注者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に係る業務について、特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管きょ等に出入りし、またはこれらの内部で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者の指示に従い、酸素欠乏空気、有毒ガスなどの有無を作業開始前と作業中は常時調査し、マンホール内への転落や換気等の事故防止に必要な措置を講じるとともに、呼吸用保護具等を常備すること。なお、酸素および硫化水素の測定結果は、記録、保存し、発注者が提示を求めた場合は、その指示に従うこと。
- (3)作業中、酸素欠乏空気や有毒ガスなどが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、発注者および他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により、適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1)作業中は、常時、作業現場周辺の居住者および通行人の安全、並びに交通、流水等の円滑な処理に 努め、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2)作業現場には、下水道マンホール内清掃・調査工と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安等を施し、通行人、車両交通等の安全の確保に努めること。
- (3) 作業区域内には、交通誘導員を配置し、車両および歩行者の通行の誘導、並びに整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、本仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示に 従い、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を発注者に 提出すること。

5. その他

- (1) 受注者は、調査にあたって、下水道施設またはガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一、事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに発注者および関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、受注者は事故の原因、経過および被害内容を調査のうえ、その結果を書面により、ただちに発注者に届けること。
- (4) 調査終了後、マンホール蓋のがたつきには十分注意し、がたつきが生じた場合については処置をすること。また、調査・清掃箇所において、下水道施設に緊急的な措置が必要な腐食、破損、不等沈下等の異常を発見した場合は、すみやかに発注者に報告すること。

第3章 調査工

1. 一般事項

- (1)受注者は、調査計画書に調査箇所、調査順序等を定め、事前に発注者に報告した上で、調査に着手すること。
- (2) 調査にあたっては、管口を傷めないようにガイドローラ等を使用する等、必要な保護措置を講じ、 下水道施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3)調査にあたり、仮締切を必要とする場合は、発注者の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起こらない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとすること。ただし、上流に溢水が生じる恐れがある時は、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 受注者は、調査にあたり、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法令に定める、規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 受注者が発注者の指示に反して、調査を続行した場合および発注者が事故防止上危険と判断した場合は、調査の一時中止を命ずることがある。
- (6)調査にあたり、道路その他の工作物を、搬出土砂等で汚損させないこと。万一、汚損させた時は、 調査修了の都度、洗浄・清掃すること。
- (7) 調査終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、調査箇所の清掃に努めること。

2. 調査工

(1)調査計画書

受注者は、調査にあたり、事前に次の事項を記載した調査計画書を提出すること。

- ①調杏概要
- ②現場組織 (職務分担、緊急連絡体制等)
- ③調査計画(テレビカメラ、ビデオカメラ等使用機器、調査方法、実施工程等)
- ④安全計画(保安対策、道路交通の処理方法、管路施設内と地上との連絡方法、局地的な降雨等に 対する安全対策、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等)
- ⑤その他(発注者の指示する事項)
- (2)調査機材

調査に使用する機材は、常に点検し、完全な整備をしておくこと。

(3)調査時間

調査にあたっては、道路使用許可条件を厳守すること。

(4) 管きょ調査

本調査の目的は、下水道管きょ内の状況を目視により的確に点検調査するとともに、下水道の破損等に起因する道路陥没を未然に防ぐ対策を検討・実施するものである。

- 1)調査する際には、本管内に調査員が入り、管路の布設状況、土砂の堆積状況、管の破損・腐食、継手部の不良、管壁のクラック、取付管口、管のたるみ、蛇行、取付管の突き出し、油脂の付着、木の根の侵入、浸入水などを点検調査し、写真撮影(カラー)を行なうものとする。
- 2) 本管内の異常個所の位置表示は、上流マンホールの中心からの距離とする。
- 3) 取付管部の異常個所の位置表示は、上流マンホールの中心からの距離とする。
- 4) 写真撮影は、点検調査年月日、異常内容、発生箇所等を明記した黒板を入れて行うこと。

(5) 異常時の措置

調査の続行が困難になった場合は、ただちに発注者に報告し、指示を受けること。この場合においても、上下流から調査する等、調査の完遂に努め、その原因を把握すること。

(6) 調査記録写真

受注者は、次の各項に従って調査記録写真を撮影し、業務完了時には業務ごとに工程順に編集したものを調査記録写真帳に整理し、各業務報告書に添付して発注者に提出すること。

- 1) 施工中の写真は工種、種別毎に施工日に1回以上撮影する。
- 2) 安全管理の写真は各種標識、保安施設を種類毎に1回以上撮影し、交通整理状況は適宜撮影する。安全訓練等は実施毎に撮影する。
- 3) 使用機械等は、種類毎に1回以上撮影する。
- 4)酸素及び硫化水素濃度等の測定状況と送風機を使用した場合の状況は全ての箇所を1回以上撮影する。
- 5) 写真には、件名、撮影日、撮影場所、撮影対象及び受注者名を明記した黒板を入れてカラー撮影すること。
- 6) 一枚の写真では、作業状況が明らかにならない場合は、状況が明確になるまで貼り合わせること。

3. 報告書

報告書は、次の事項について、内容を明記すること。

- (1) 各種調查(巡視·点検、潜行目視調查)
 - ①調査目的
 - ②調査概要
 - ③設計数量と実施調査数量との対比表
 - ④案内図
 - 5調査箇所図
 - ⑥調査実施箇所一覧表
 - ⑦調査記録表

調査記録表(調査総括表、調査集計表、本管用調査記録表)は、(社)日本下水道協会発刊の下水 道維持管理指針に掲載されている標準的な書式を使用し、かつ、その書式は電子納品するとともに、 参考図書として紙ベースの記録表も提出すること。記録表の記入方法に関しては、発注者との協議 により決定する。

- (2) 提出する成果品は、図書と電子データを納品する。
 - ①報告書2部
 - ②作業記録写真帳 2部
 - ③各調査記録表データ (Excel 形式) 2部
 - ④各種電子データ 2部
 - ⑤その他発注者の指示するもの

4. その他特記事項

交通誘導員の人数を地元要望等で増員したい場合は、事前に協議書を提出し回答を得ておかなければ 設計変更の対象としない。

また、交通誘導員の予定人数が設計数量に満たない場合は、予定人数に合わせて設計変更をする。

5. 参考図書

- (1) ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)
- (国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部)
- (2) 下水道施設改築・修繕マニュアル(案) (社団法人日本下水道協会)
- (3) 下水道維持管理指針 (社団法人日本下水道協会)
- (4) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル(案) (社団法人日本下水道協会)
- (5) 下水道管路施設の緊急点検実施マニュアル(案) (公益社団法人日本下水道協会)
- (6) 下水道管路施設維持管理マニュアル (社団法人日本下水道管路管理業協会)
- (7) 下水道管路施設維持管理積算資料(社団法人日本下水道管路管理業協会)

特記仕様書【管路施設調査工】

1. 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は「標準仕様書【管路施設調査工】」(以下、「標準仕様書」という。)に定める特記仕様書とし、この仕様書に記載されていない事項は、前記標準仕様書による。

2. 業務の対象

(1)委託対象施設

管路施設調査工

詳細調査項目	調査の	つ有無	調査数量	
巡視・点検工	有	無	km	
管きょ内洗浄工	有	無	km	
TVカメラ調査 (内径 800mm 未満)	有	無		km
TVカメラ調査 (内径 800mm 以上)	有	無		km
本管潜行目視調査 (内径 1500mm 以上)	有	無	0. 547	km
浮遊式TVカメラ調査(内径 800mm 未満)	有	無		km
取付け管TVカメラ調査	有	無	箇所	
マンホール目視調査(標準マンホール)	有	無	箇所	
マンホール目視調査(特殊マンホール)	有	無	笛所	
マンホール点検工(管口TVカメラ点検)	有	無		箇所
マンホールふた巡視・点検調査	有	無		箇所
高圧洗浄車清掃工	有	無		km
吸引車清掃工	有	無		km
土砂処分工	有	無		m^3
測 量	有	無	基準点測量	km
	有	無	水準測量	km
	有	無	縦断測量	km
	有	無	管路施設断面•¬	法 箇所

[※]受注者は調査・診断及び対策の必要性の検討結果を踏まえ、空洞調査等による追加調査について、 実施していただく可能性があります。